

# 生徒心得

北海道ニセコ高等学校

## 前文

生徒が、自己実現を目指す個人として成長するとともに責任ある社会づくりの担い手としても成長し、社会の中で充実して生きることができるよう、生徒の本分である学業と自己の成長に努めるための望ましい行動規範を「生徒心得」として示すこととする。

生徒は、この行動規範を目指して学校生活を送り、その時その場で、何が正しいか、どうすべきかを判断し行動する。

## 本文

### 1 礼儀作法について

誰に対しても相手の人権を尊重し、敬意をもって接する。

### 2 頭髪・服装等について

頭髪・服装は端正、清潔にし、華美にならないようにする。

#### (1) 頭髪について

頭髪は見苦しくないよう、常に清潔に保つ。詳細は、「頭髪に関する細則」に基づく。

#### (2) 服装等について

ア 学校指定のジャケット、リボンまたはネクタイ、スラックスまたはスカートを着用する。ワイシャツまたはブラウスは白無地とする。スカート丈は膝を基準とする。ただし、登下校については学校指定のジャージも可とする。(部活動後の下校は部活動の服装も可とする)

イ 夏期間(6月～9月)の服装については「夏期略装に関する細則」に基づく。

ウ ボタンは正規のものを付ける。

エ 通学用の靴は華美でないものとする。屋内用には学年別指定運動靴を用い、屋外用と区別する。

オ 特別な事情で異装する場合には、ホームルーム担任あるいは教科担任に申し出て異装届けに記入の上、提出する。

カ 農業、観光、体育、その他の教科の実習においては、所定の服装をする。

キ ネックレス、ブレスレット、指輪、ピアス、マニキュアは着用しない。

ク 化粧については、制服と違和感がなく華美にならないようにする。

ケ 冬服期間に必要な場合のみ、制服の中にカーディガンまたはVネックセーターを着用することも可とする。ただし、ワイシャツまたはブラウスの襟、ネクタイまたはリボンが隠れないものとする。(学校指定のニットベストも可とする。)

### 3 交友について

- (1) 交友は広く、互いに信実を持ち、円満な人格形成のため尊敬の念をもって交わる。
- (2) 生徒間の交際は、他者に不快感を与えないようエチケットを守り、他者の誤解や非難を受けないよう常に生徒であることを自覚し、明朗に行う。

### 4 外出等について

- (1) 夜間外出は午後9時までとする。保護者の許可を得ない外泊はしない。

### 5 公共物、美化、清掃について

- (1) 公共物はすべてこれを大切に取扱い、破損紛失したり、汚したりしないように気をつける。また、使用后責任を持って後片付けをする。万一誤って破損した時は直ちに教職員に届け出た後に指示を受ける。
- (2) 各ホームルームおよびクラブ員は責任を持って担当区域の清掃に努め、進んで校内の美化に協力する。
- (3) 休日、休業中等に校舎、体育館、その他各種工具を使用する時は関係の教職員の許可を得る。
- (4) 用具や使用場は独占せず譲り合いの気持ちをもって使用する。

### 6 出版、掲示物について

- (1) 新聞、雑誌その他の印刷物を発行する場合は、学校に願い出て許可を得る。
- (2) 学校及び農業クラブが一定の場所に掲示したものは、常に注意する。
- (3) 掲示物は丁寧に取扱い、落書き等をしない。

### 7 所持品について

- (1) 身分証明書は常に所持する。
- (2) 所持品は記名し、金銭等の貴重品は各自の責任において管理する。
- (3) 校内で所持品を紛失、及び遺失物を拾得した場合は、速やかに係の先生に届け出る。
- (4) 不必要な金銭並びに物品を持参しない。又、金銭、物品の貸借、チケットや物品等の売買はしない。
- (5) 学校納金を持参した場合は、直ちに納金する。

### 8 アルバイトについて

- (1) アルバイトは、「高校生」という本分を保ち、法律に沿って行う。
- (2) アルバイトをするときは、事前に学校に届け出る。
- (3) アルバイトの時間は午後8時までとし、午後9時までに帰宅する。
- (4) 宿泊を伴うもの、酒類を提供する場所、車両を用いて行うものなどは行わない。

#### (5) アルバイトをする条件

ア 各評価時期において、評価「1・2」がある場合は、アルバイトはできない。ただし、次の評価において当該教科の成績不振解消後には再開することができる。

イ 第1学年のアルバイト開始時期は、前期中間評価後とする。

ウ 学習態度、生活態度等が著しく劣っていると判断された場合は、アルバイトはできない。

エ アルバイトの内容は、高校生にふさわしいものとし、危険を伴うものを避け、安全第一に行動する。

オ 本校生徒として、生徒心得の遵守に努める。

カ 上記について、特別な理由がある場合は生徒指導部で別途協議の上、アルバイトの可否が決定される。

#### 9 禁止事項について

- (1) 飲酒、喫煙（ライター等の所持も含む）
- (2) 酒類を提供する店、麻雀荘、パチンコ、クラブ等への立ち入り。
- (3) 一切の暴力、破壊行為。
- (4) 学習評価に関わる单元テスト等での不正行為。
- (5) 交通法規の違反。
- (6) 風紀上害があると思われる図書、新聞、雑誌（週刊誌も含む）等の校内持ち込み。
- (7) 無届けによるアルバイト。
- (8) その他。高校生の本分に反する行為。

#### 10 諸届、諸手続について

- (1) 遅刻、早退、外出の場合はホームルーム担任又は、教科担任にその理由を述べ許可を受け、用紙に記入する。また、欠席を含めて父母から前もって学校に連絡する。
- (2) 病気等のために長期欠席（10日以上）するときには時々その状況を担任に報告する。又その場合は医師の診断書を添える。
- (3) 休学、転学、退学及び復学の際は保護者同伴の上、詳細にその事由を担任に申し出て、相談し、それぞれの願いを学校長に提出する。但し病気で休学する場合は医師の診断書を添える。
- (4) 氏名、住所に変更ある場合には速やかに担任に届け出る。

#### 11 携帯電話について

- (1) 学校では、授業時間以外での使用を許可する。授業時間は、携帯電話の電源を切り、鞆に入れる
- (2) 緊急連絡先として、学校（担任）に携帯電話番号を申し出る。なお、番号に変更が生じた場合は速やかに新しい番号を報告する。

- (3) 盗難・紛失・悪戯の恐れがあるので、貴重品と同様に各自の責任において管理する。
- (4) 以下の場所での写真・動画の撮影や、音声の録音は行わない。
  - ア トイレや更衣室内（法律違反になる可能性がある）
  - イ 職員室
- (5) 次のものを含む写真・動画・音声などを SNS 及びインターネット上に投稿することは行わない。
  - ア 許可を取っていない第三者
  - イ 自分や第三者の実名や住所などの個人情報

#### 1.2 学校から貸与されている端末について

- (1) 原則として学習目的のみに使用する。
- (2) 校内では教員が認めた場合のみ使用する。また使用しない時間は決められた保管場所に保管する。
- (3) 教員が認めた場合のみ自宅への持ち帰りができる。

#### 1.3 飲食について

- (1) 授業中に飲食はしない。ただし、教科担任の許可や指示等があった場合にはその限りとししない。
- (2) 飲み物の容器は蓋つきのものとし、授業中は飲食物を各自の鞆に入れる。
- (3) 校内で飲食をする際は次の事項を守る。
  - ア 校内で飲食をする場所は、各学年の教室及び多目的ホールのみとする。ただし、教員の許可があった場合はその限りとししない。机等は常に清潔し、床等を汚した場合は速やかに清掃する。
  - イ ごみは指定のゴミ箱へ捨て、各自が責任を持ち処理する。また、処理をする際にはニセコ町の指定する方法で処理を行う。

#### 1.4 生徒心得の改正の要望について

生徒心得の改正を要望するには、全校生徒で十分に議論され、学校農業クラブ会則に則り、総会で決議されなくてはならない。提出された要望は職員会議等で検討し、校長がその可否を決定する。

- ・本規程は、平成 27 年 4 月 1 日より改正施行する。
- ・本規程は、平成 28 年 4 月 1 日より改正施行する。
- ・本規程は、令和 2 年 7 月 17 日より改正施行する。
- ・本規程は、令和 3 年 4 月 1 日より改正施行する。
- ・本規程は、令和 3 年 11 月 19 日より改正施行する。

- ・本規程は、令和5年4月1日より改正施行する。
- ・本規程は、令和5年7月24日より改正施行する。

## 頭髪に関する細則

### 1 頭髪について

- (1) 頭髪は、見苦しくないものとし、常に清潔に整髪して学校生活や授業に支障の出ないようにする。
- (2) 髪型については、以下の髪型はしない。
  - ア 奇抜で極端な変形（剃りこみ、スキンヘッド、モヒカンなど）
  - イ 頭髪の加工（パーマ、ドレッドヘアなど）
  - ウ 脱色や染色

- ・この規程は、平成25年4月1日より改正施行する。
- ・本規程は、令和3年11月19日より改正施行する。
- ・本規程は、令和5年4月1日より改正施行する。
- ・本規程は、令和5年7月24日より改正施行する。

## 夏期略装に関する細則

### 1 夏期略装について

6月から9月を夏期間とし、本細則に定める夏期略装ができる。

### 2 服装について

#### (1) ワイシャツまたはブラウスの場合

- ア リボンまたはネクタイを着用しない。その場合、ワイシャツまたはブラウスの第1ボタンを外しても良い。
- イ ワイシャツまたはブラウスの裾は出さない。
- ウ ワイシャツまたはブラウスの上に学校指定のニットベストや市販のパーカーなどを着用することができる。

#### (2) ポロシャツの場合

- ア 白無地のポロシャツのみ着用することができる。その場合、第1ボタンは外しても良い。
- イ ポロシャツの上に学校指定のニットベストや市販のパーカーなどを着用することができる。

### 3 登下校時の服装について

夏期略装の場合、登下校時はジャケットを着用せずにウィンドブレーカー等を着ることができる。

- ・本規則は、令和2年7月17日より施行する。
- ・本規則は、令和3年4月1日より改正施行する。
- ・本規則は、令和3年11月19日より改正施行する。
- ・本規則は、令和5年4月1日より改正施行する。
- ・本規則は、令和5年7月24日より改正施行する。